

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

第〇〇回全日本合唱コンクール愛媛県大会 (サブタイトル: 第〇〇回愛媛県合唱コンクール) とする。(以下県大会と略す)

### 第2条 (主催)

- 1 愛媛県合唱連盟 (以下県連と略す)・朝日新聞社とする。
- 2 開催地の自治体等を加えることができる。

### 第3条 (後援)

開催地の自治体及び自治体教育委員会など県連理事会で決定したものとする。

### 第4条 (期日)

原則として、毎年8月上旬までに実施する。

### 第5条 (開催地)

原則として、中予で実施する。

### 第6条 (審査員)

- 1 5人とする。
- 2 選出方法については別に定める。

## 第2章 部門・編成区分

### 第7条 (部門及び編成区分)

部門と編成区分は次のとおりとする。

- 1 小学校部門
- 2 中学校部門の編成区分  
混声合唱の部  
同声合唱の部
- 3 高等学校部門の編成区分  
Aグループ (小編成の部)  
Bグループ (大編成の部)
- 4 大学職場一般部門の編成区分  
大学ユースの部  
室内合唱の部  
混声合唱の部  
同声合唱の部

## 第3章 出演資格

### 第8条 (出演資格)

- 1 県連に加盟している合唱団及び前年度全国大会でシードされた合唱団であること。ただし、小学校部門において、試行期間中は未加盟でも出場できる。
- 2 シード合唱団は、県及び支部大会の審査を受けずに全国大会に出演できるが、県及び支部大会に審査の対象外で出演しなければならない。また、シード合唱団は、前年度の全国大会に出演した編成区分を変更することはできない。

### 第9条 (各部門の出演人数・合唱団資格)

各部門の出演合唱団の出演人数及び資格は次のとおりとする。

- 1 小学校部門

- (1) 同一校または3校以内の小学校に在籍する児童で編成する合唱団で、常時活動し、県連理事長が認めた合唱団
- (2) 出演団員は1回に限り出演できる。
- 2 中学校部門
  - (1) 出演人数8名以上の合唱団
  - (2) 同一の中学校に在籍する生徒で編成する合唱団、または次条第6項に定める合同合唱団
  - (3) 団体名には学校名を含めなければならない
- 3 高等学校部門
  - (1) Aグループは出演人数8名以上32名以下、Bグループは出演人数33名以上の合唱団
  - (2) 同一の高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団、または次条第6項に定める合同合唱団
  - (3) 団体名には学校名を含めなければならない
- 4 大学職場一般部門
  - (1) 大学ユースの部  
出演人数が8名以上で、出演者全員が当該年の4月1日現在、28歳以下のメンバーで編成する合唱団。
  - (2) 室内合唱の部  
出演人数が6名以上、24名以内で編成する合唱団。
  - (3) 混声合唱の部  
出演人数が8名以上で編成する混声合唱団。
  - (4) 同声合唱の部  
出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団。

上記の出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱パートを歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

また、出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は、審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、理事長または副理事長が判断して審査の対象とすることができる。

#### 第10条（出演に係る条件）

出演に係る条件は次のとおりとする。

- 1 全部門を通じ、同一合唱団の出演は1回に限る。
- 2 中学校部門、高等学校部門においては、個人の出演は各種別（混声・男声・女声）の合唱団1回に限る。
- 3 中高一貫校は中学校相当学年を中学校部門、高等学校相当学年を高等学校部門として扱う。
- 4 大学職場一般部門には、中学校部門、高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。
- 5 中高一貫校は高等学校部門に中学校相当学年を含めた編成で出演することができる。その場合高等学校部門に出演した当該生徒は中学校部門に出演することはできない。
- 6 中学校部門、高等学校部門における合同合唱団は3校以内で編成する合唱団で、常時活動し、理事長が認めたものとする。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

#### 第11条（指揮者・伴奏者・独唱者）

- 1 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、小学校・中学校・高等学校の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。
- 2 指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、第10条の出演資格を満たさなければならない。

## 第4章 演奏

#### 第12条（楽譜の購入）

小学校部門・高等学校部門・大学職場一般部門においては、社団法人全日本合唱連盟(以下全日本合唱連盟と略す)発行の当該年度合唱名曲シリーズを出演人数分必ず購入して出場すること。(コピー厳禁)

### 第13条（演奏曲）

- 1 中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- 2 小学校部門・高等学校部門・大学職場一般部門の出演団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。
- 3 課題曲は、高等学校部門・大学職場一般部門においては、合唱名曲シリーズから、小学校部門においては合唱名曲シリーズ小学校版から1曲を選択して全員で演奏しなければならない。
- 4 自由曲は、曲目及び曲数に制限はない。
- 5 出演者全員により、全曲を同じ種別（混声・男声・女声）で演奏するものとする。

### 第14条（演奏時間）

演奏時間は次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

- 1 小学校部門  
課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了まで、曲間を含めて7分00秒以内とする。
- 2 中学校部門  
演奏開始から演奏終了まで、曲間を含めて8分00秒以内とする。
- 3 高等学校部門  
自由曲の演奏開始から演奏終了まで、曲間を含めて6分30秒以内とする。
- 4 大学職場一般部門  
自由曲の演奏開始から演奏終了まで、曲間を含めて8分30秒以内とする。

### 第15条（伴奏楽器）

伴奏楽器は自由である。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

### 第16条（演奏曲・曲順・伴奏楽器・編成区分の変更禁止）

県大会・支部大会・全国大会を通して、演奏曲目・曲順・伴奏楽器・編成区分を変更することはできない。

### 第17条（出演順）

県連役員の抽選により決定する。

## 第5章 県代表・支部代表

### 第18条（県大会から支部大会に推薦できる合唱団数）

- 1 小学校部門においては、最優秀の1団体を全国大会に推薦する。（支部大会実施なし）
- 2 中学校部門、高等学校部門、大学職場一般部門において、参加合唱団数の66%（端数四捨五入）を推薦団体数とする。ただし、大学職場一般部門については、**大学ユース**の部とそれ以外の部に分けてこの規定を適用することとする。

* 県大会参加の合計数	3団体まで	2団体
〃	4～5	3
〃	6	4
〃	7～8	5
〃	9	6
〃	10～11	7
〃	12	8
〃	13～14	9
〃	15	10

### 第19条（支部大会から全国大会に推薦できる合唱団数）

- 1 支部大会からの推薦団体数の上限は、支部大会傘下の県大会における参加合唱団数により、次のとおりとする。

(1) 中学校部門・高等学校部門

* 県大会参加の支部合計数	25団体まで	2団体
〃	26～50	3

以下これに準ずる。

ただし、編成区分（混声合唱の部・同声合唱の部・Aグループ・Bグループ）に各1団体以上含まなければならない。

(2) 大学職場一般部門

① 大学ユースの部

* 県大会参加の支部合計数	15 団体まで	1 団体
〃	16～25 〃	2 〃
〃	26～50 〃	3 〃

② 室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部

* 県大会参加の支部合計数	30 団体まで	3 団体
〃	31～50 〃	4 〃
〃	51～70 〃	5 〃

以下これに準ずる。

ただし、編成区分（室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部）に各1団体以上含まなければならない。

2 シード合唱団は、上記参加合唱団数及び推薦数のいずれにも含まれない。

## 第6章 出演経費・審査と表彰

### 第20条（参加料・出演経費）

1 参加料を次のとおり徴収する。ただし、小学校部門においてはこれを無料とする。

(1) 参加料は次のとおりとする。

ア 中学校部門	1 団体	15,000 円
イ 高等学校部門	〃	20,000 円
ウ 大学職場一般部門	〃	25,000 円

(2) 参加料は申し込みと同時に納入するものとし、一旦納入した場合は原則として払い戻さない。

(3) やむを得ない事情で本大会が開催できなくなった場合、それまでに発生した費用を差し引いた金額を返金する。

2 出演に要するその他の費用については出演団体の負担とする。

### 第21条（審査と表彰）

1 審査方法については、別に定める。

2 県大会出演の全合唱団を各部門、編成区分ごとに審査し、それぞれに対して、金・銀・銅いずれかの賞を与える。

3 県大会出演の全合唱団の中から最優秀団体を選び、全日本合唱連盟理事長賞を与える。

4 県大会出演の小学校、中学校及び高等学校部門の中から最優秀団体を選び、その指導者に佐藤陽三賞（略称佐藤賞）を与える。

5 その他に、特別賞を与えることがある。

## 第7章 その他

### 第22条（違反への措置）

出演資格等に違反したときは、出演停止または審査対象外とする。後日発覚した場合は入賞や県代表を取り消すことができる。

### 第23条（規定の改廃）

この規定の改定は、総会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

### 第24条（細則）

県大会開催についての細則は、別に定める。

### 第25条（付則）

1 この規定は、平成4年2月9日から施行する。

2 改訂

平成 8年 2月10日改訂（全国・支部大会規定の改定）

平成10年 1月25日改訂 (参加料の改定)  
平成12年 1月23日改訂 (文言の整理)  
平成14年 2月17日改訂 (佐藤賞について)  
平成15年 5月23日改訂 (全体構成見直し・出演資格・出演人数ほか)  
平成16年 5月20日改訂 (中高一貫校の参加資格について追記)  
平成20年 2月 3日改訂 (参加料の改定)  
平成22年 5月12日改訂 (出演人数の改定)  
平成25年 3月 3日改訂 (全国大会開催規定見直しによる変更)  
平成26年 3月 5日改訂 (大学職場一般部門における支部大会への推薦団体数設定変更)  
平成27年 5月 7日改訂 (名称の変更)  
平成28年 3月 7日改訂 (出演人数の改定・比例分担金の廃止)  
平成31年 2月 3日改訂 (小学校部門の新設による規定の改定)  
令和 2年 3月18日改訂 (全国大会開催既定及び四国支部大会規定の変更(開催・参加規程の分離、条文・文言の整理、中高合同合唱団人数制限)に伴う変更)

<細則>

- |   |         |   |            |   |                  |
|---|---------|---|------------|---|------------------|
| 1 | 審査員の選出  | 2 | 審査手順及び審査方法 | 3 | 大会委員会・大会実行委員会の設置 |
| 4 | 事務・会計処理 | 5 | その他        |   |                  |